

船舶事故調査報告書

令和8年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和7年5月15日 10時55分頃
発生場所	宮崎県日南市大島西方沖 目井津港南沖防波堤灯台から真方位153°1,490m付近 (概位 北緯31°31.9′ 東経131°24.2′)
事故の概要	交通船ひろとは、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和7年5月20日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	交通船 ひろと、5トン未満（長さ9.00m）
船舶番号、船舶所有者等	295-7580宮崎、宮崎県
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラガード及び舵軸に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、日南市内に所在する港湾施設を巡回点検する目的で、同市油津港を出航した。</p> <p>船長は、日南市大島港（竹ノ尻地区）の港湾施設を点検後、荒平崎西方沖を航行して大島港（小場浜地区）へ向かおうとして、約7ノットの対地速力とし、本船を手動操舵で北西進させた。</p> <p>船長は、本船が荒平崎南西方を北西進中、左舷方約100～200mに北進中の貨物船を認め、同船から距離をとって航行しようと思い右に変針した。</p> <p>船長は、本船を荒平崎の陸岸から約50m離して北北東進させていたところ、船底から衝撃音が聞こえたので主機の操縦ハンドルを中立に操作した。</p> <p>船長は、本船が荒平崎西方の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げていたことから、港湾事務所を通じて海上保安庁へ救助を要請した。</p> <p>本船は、波で自然に離礁し、漂泊していたところを来援した巡視艇に発見され、油津港へえい航された。</p> <p>(図1 参照)</p>

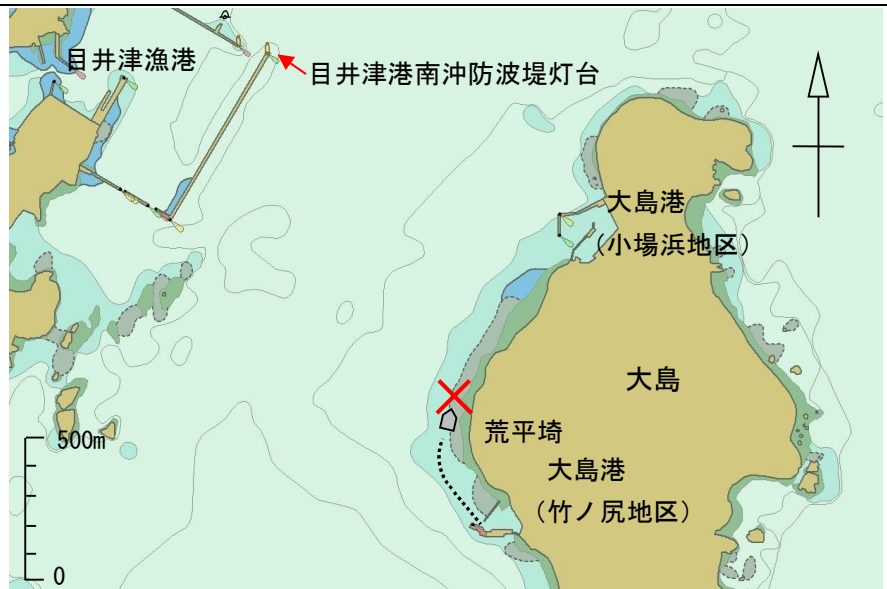


図1 事故発生経過概略図

本船の喫水は、船首約0.7m、船尾約1.2mであった。

船長は、本事故の前月から宮崎県南部の港湾施設を巡回点検する目的で、本船を操船していた。

船長は、本事故以前に2回荒平崎西方沖で操船に当たったときには、荒平崎から200m以上距離をとっていた。

海図(W181)によれば、荒平崎沿岸付近には、陸岸から約100mの所まで浅所が拡延している。

本船には海図が搭載されていたが、船長は、浅所があれば、その付近には白波が立つので、白波が立つところを避けて航行すれば浅所を避けることができると思い、荒平崎付近の水深の状況を海図で確認していなかった。

分析

本船は、荒平崎南西方沖を北西進中、船長が、左舷方を北進中の貨物船から距離をとろうと右に変針する際、陸岸に接近した進路で航行したことから、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。

船長は、白波が立つところを避けて航行すれば、浅所を避けることができると思っていたことから、荒平崎付近の水深の状況を海図で確認せずに、本船を陸岸に接近した進路で航行させたものと考えられる。

原因

本事故は、船長が、荒平崎付近の水深の状況を確認していなかったため、本船を陸岸に接近した進路で航行させ、本船が本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。

再発防止策

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・船長は、陸岸付近の操船に当たり、目視のみで浅瀬等の存在を判断するのではなく、事前に海図を使用して、航行予定海域の水深の状況、障害物の正確な位置等を確認しておくこと。